

奈良県告示第三百十七号

昭和五十一年十月奈良県告示第三百八十七号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から施行する。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

三中「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」を「令和八年十月一日から令和十八年十月三十一日まで」に改める。